

(別紙) 2以上の会計年度にわたる工事で中間前金払を選択した場合の支払について

### 1 支払額

2以上の会計年度にわたる工事については、各年度の出来高予定額の10分の2以内の額が支払額となります。

ただし、次に説明する「特例として認められている年度末の部分払」を受けた後、中間前金払の請求をする場合は、請負代金の10分の2以内の金額から既に支払った部分払金額を控除した額となります。

なお、中間前金払をした後の前払金との合計額が請負代金額の10分の6を超えることはできません。

### 2 2以上の会計年度にわたる工事にかかる特例

工事名に（一部債務）、（継続）、（明許）と付されている工事及び当初は単年度工事だったが、事情により2以上の会計年度にわたることになった工事

これらの工事については、中間前金払を選択した場合でも、年度末の出来高部分に対して部分払を請求することができます。（最終年度は除く）

なお、部分払請求時点において、中間前金払の支払要件を満たしている場合は、中間前金払の支払を受けた後、部分払の請求を行ってください。

### 2 工事名に（一部債務）、（継続）と付されている工事

これらの工事については、各年度の出来高予定額がその当該年度内に達成可能な場合に限り、当該出来高予定額を対象にして中間前金払の請求をすることができます。

よって、当該年度内の達成が見込めない（達成が翌年度にずれ込んでしまう）場合は、当該年度の中間前金払の請求はできないこととなりますので、注意してください。

なお、この場合でも、1で説明したとおり、当該年度末の出来高部分に対しては、部分払の請求をすることができます。

(例) 次の工事で中間前金払を選択した場合

工事名：×××道路工事（一部債務）

工期：平成21年10月16日～平成22年10月15日

請負額：200,000,000円 平成21年度出来高予定額 111,120,000円

平成22年度出来高予定額 88,880,000円

#### □ 平成21年度出来高予定額に対する支払

まず、前払金の請求ができます。（40%→44,440,000円）

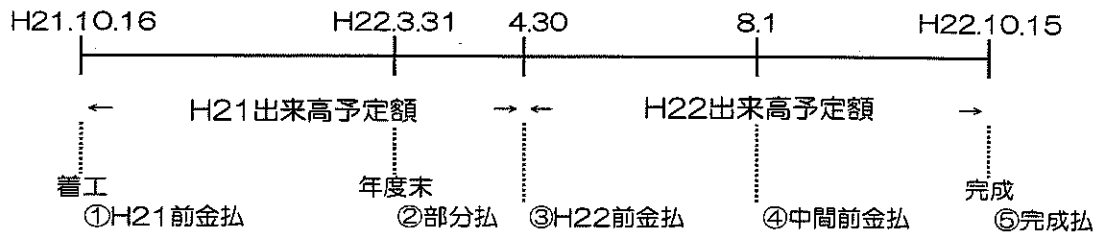
次に、平成21年度出来高予定額（111,120,000円）に相当する出来高が予定どおり平成21年度中（平成22年3月末日まで）に達成できる見込であり、支払要件を満たしていれば、平成21年度出来高予定額を対象として中間前金払の請求ができます。（111,120,000円×2/10＝22,220,000円）しかし、平成21年度中に達成できないと見込まれる場合には、平成21年度出来高予定額に対する中間前金払の請求はできません。

ただし、特例として、平成21年度末において21年度の出来高に対する部分払の請求は認められます。（速やかに請求をしてください。）この部分払の請求をしない場合は、平成21年度出来高予定額に対する支払は、原則として工事の完成時となります。

□ 平成 22 年度出来高予定額に対する支払

工事の出来高が平成 21 年度出来高予定額に達すれば、22 年度出来高予定額に対して前払金の請求ができます。

平成 21 年度出来高予定額相当分の達成が翌年度（H22.4.30）にずれ込んだ場合



(注) 番号は支払順序